

検査をする場合、その一件ごとに事前に話し合いをされるとか、そういうふうな方法をとられるのですか、あるいはこの法律の改正によって、そうなう旨をあらかじめ当該のはかの国との間に十分な意思の疎通を図つて総括的に話し合いを詰めておくのか、具体的にどういう方法をとられるのでしょうか。

○松村説明員 お答えいたします。

これまでJISマーク表示制度を海外に開放する件につきまして、関係といいますか、東南アジアの諸国あるいはEC、アメリカ等に説明をいたしているわけでございますけれども、当然のことございますが、相手国もこれについては非常に好感を持っているわけでございます。したがいまして現在私どもが考えておりますのは、もしこの法案が成立いたしましたならば、たとえばそういう問題といいますか、一つの工場が申請を出してくるといったような場合に、相手国側と連絡をとりまして今後の問題を含めて包括的な同意を得ることができるのでないかというふうに考えておるわけでございます。

○渡辺(三)委員 今までの質疑の中でも言われておるわけでありますけれども、幾つかの先進諸国においてはすでにその国の規格の表示制度をわが国に開放しておる、こういうふうに説明が繰り返し行われておるわけであります。主としてそれはどういう国々、たくさんあるでしょうけれども、主な国々はどういう国々であるか、そしてまたわが国が利用している表示はどのくらいの品目に及んでいるか。これは資料があれば口頭で結構でございますからお答えいただきたいと思う。

○石坂政府委員 外国が開放しております認証制度の具体例について若干御説明申し上げますと、米国のJISマーク制度、それからASME承認制度、それからイギリスのBSIマーク制度、西独のVDE認証制度、それからフランスのNFマーク制度等、各国の認証制度は海外に対してもすでに開放されておるわけでございます。これらの中は、たとえばJISマークの場合約二千工場、それからBSIマークの場合は約四十工場となっておるわけでございます。

○石坂政府委員 外国製造業者につきましては、その申請に基づきまして主務大臣が承認をした場合に、その製造する鉱工業品に日本工業規格に該当するものであることを示す特別な表示、すなわちJISマークを付することができるようになります。

○渡辺(三)委員 今までの質疑の中でも言われておるわけでございますが、JISマーク表示制度には対象分野は電気製品、安全関連製品でございまして、国外の取得工場は約五千でござりますが、わが国の取得工場はそのうち約二千五百あるわけでございます。

○左近政府委員 最初に、このJISマークの海外開放でわが国の中小企業はどのような影響を受けるかということでございます。

このJISマークの制定以来、やはりJISのマークというものをつくるということが中小企業にマイナスの影響を与えるのではないかということがかねてから心配されておりまして、それに対するいろいろな対策を講じてきたわけでございまして、幸い、施行以来相当な年月がたちまして、

しました外国工場につきましては、今般導入することとしております承認検査機関等による検査あるいは報告収集制度を活用いたしましてその生産条件の把握に努めると同時に、必要な場合には直接職員を派遣いたしまして工場の生産条件を検査させるなどの厳正な監督を実施してまいりたいと思つておるわけでございます。

○渡辺(三)委員 それから、これまでの質疑の中でも言われておるわけでありますけれども、幾つかの先進諸国においてはすでにその国の規格の表示制度をわが国に開放しておる、こういうふうに説明が繰り返し行われておるわけであります。主としてそれはどういう国々、たくさんあるでしょうけれども、主な国々はどういう国々であるか、そしてまたわが国が利用している表示はどのくらいの品目に及んでいるか。これは資料があれば口頭で結構でございますからお答えいただきたいと思う。

○松村説明員 お答えいたします。

発展途上国に対する標準化に関する技術援助の現状でございますけれども、現在まで行っております技術援助の主たることは研修生の受け入れ事業でございます。現在国際協力事業団を通じまして発展途上国から研修生受け入れを行つてゐるわけでございますが、これまでの受け入れ実績は二十カ国、百七十五人でございまして、この内容といたしましては、標準化制度の概要、規格の作成についてのシステムあるいはJIS規格表示制度についての概要、こういった制度の問題と、それから工場における品質管理、規格管理といいました工場の実態面の講義といいますか、研修、それから最近始めましたものといしましては、JISマーク表示制度に伴う工場の審査方式あるいは工場におけるそういう管理方式についての研修等も行つておるわけでございます。

これが研修の概要でございますけれども、そのほかに、たとえばJIS規格、これは私どもはJIS規格投票と呼んでおりますけれども、これもJIS規格そのものが七千以上あるわけでございまして、これについての英文にいたしましたものも相当数あるわけでございますが、発展途上国を含めまして、毎年二十カ国以上の国あるいは国を中心となつて機関、そういうものに対してこれを英語のJIS規格投票を供与しているわけでござります。

またそれ以外に、最近でございますと、サウジアラビアでございますとかあるいはインドネシア等に対しまして、こちらからチームを派遣して、このJISマークの制定以来、やはりJISのマークというものをつくるということが中小企業にマイナスの影響を与えるのではないかということがかねてから心配されておりまして、それに対するいろいろな対策を講じてきたわけでございまして、幸い、施行以来相当な年月がたちまして、

中小企業の技術も向上してまいりましたので、こ
れについて現在のところ、工技院も資料をお見せ
いたしたと思いますけれども、直ちに大きな影響
があるとはわれわれも考えておりません。しかし
ながら、技術というものは日進月歩でございます
から、絶えずやはり中小企業の技術向上といふも
のを図つてしまいまりませんと、将来安心ができると
いうことはないというふうにわれわれ考えてお
ります。したがいまして、第二の点に関するお答
えになりますけれども、中小企業局といたしまし
ては、中小企業の技術向上対策といふものを従来
も重点に置いてまいりましたが、今後経済の国際
化が進展する中で、さらに技術対策を強化してま
りたいというふうに考えておるわけでございま

が、これに対する助成を考えております。さらに、中小企業独自が技術開発をするということもございます。それに対しては試験研究費に対する補助というものを考えております。

以上いろいろな面で技術向上というものを図るためにの対策をやっておりますが、繰り返しになりますけれども、こういうふうに経済が国際化になつてまいりましたときに、J I S の問題も含めて、この中小企業の技術向上についてはさらに重点を置いて施策を進めてまいりたいというふうに考えておるわけでござります。

○渡辺(三)委員 この問題は重要な問題でありますから、さらに午後ちょっと大臣にも重ねて見解をお聞きしておきたいと思いますし、長官は分科会へどうぞ。

次に、(一)の表記の問題でございますが、トヨ

なことをいたしまして、輸入業者への公示を徹底させるように所要の措置を講じてまいりたいと思っております。

の柱として、国内規格を国際規格に準拠させていく、こういうふうな点があるわけがありますけれども、安全とかあるいは環境、これらに関する場合でわが国の基準が国際基準あるいは国際規格よりも非常に厳しい、こういうふうな問題が当然生じてくると思うのですね。この場合に、JIS規格の制定、改正に当たって、わが国の置かれている固有の現状、こういったようなものを十分に配慮すべきだというふうに考えるわけでありますけれども、こういう点についてはどのようにお考えですか。

に準拠することが締約国にとって適当でない、かつ十分説明ができるというような場合におきましては、国内規格を国際規格に準拠させる必要はない旨、スタンダードコードに規定されておるわが

でござります。したがいまして、御指摘の電圧たとか交通システムといったような、技術上あるいは地理的な、基本的な差異によって生ずるところの製品規格とかあるいは試験方法規格の差異に関しましては、JIS規格を国際規格に合わせるという必要性はないものというようになっておるわけでござります。

○渡辺(三)委員 時間が迫つてまいりましたから、午前の質問は最後に政務次官に一つだけお伺いして終わらたいと思いますけれども、行政の簡素化というふうな観点から考えた場合に、この工

技術開発を大切にされることは、公設試験研究機関の指導のための施設に対する補助とかあるいは公設研究機関の職員が巡回指導してまいりますが、それに対する経費の補助というようなことを考えておりますが、さらに五十五年度からは、民間の技術に対し経験の深い方たとえば大学の先生などがあるいは企業の技術に鍛錬した方であって定年退職した方であるというような方を公設試験研究所の嘱託といふ形にお願いいたしまして、そうして中小企業者に対する技術指導を、さらにそういう方々による懇切な指導によって強化をいたしました。ということでござりますが、これの助成も考えております。さらに、もう一つの対策をいたしましては、国とかあるいは公設の試験研究所が、中小企業に必要な技術の研究開発を通じてそれを普及するということがございますので、そういう技術開発研

○石城政府委員　主務大臣は、外国の製造業者を承認したときに、承認にかかる品目、承認をした製造業者の名前、それから工場の名称、それから工場の所在地を公示することにしておりまして、これに基づきまして輸入業者は輸入した商品が承認を受けた製造業者の製造した商品であるかどうかチェックして販売するというようなことになるわけでございます。輸入業者は自己の輸入した商品の内容を十分熟知しているわけでござりますし、過大な義務づけが課せられるとは考えてないわけでございます。

なお、公示につきましては官報によることを考えておりますが、それに加えまして、輸入業者が常時購読しております出版物等にも掲載するよう

○渡辺(三)委員 S規格の制定、改正を行つてまいりたいと思つておるわけでござります。

いまのお答えで基本的にはわかりました。たとえば電圧とかあるいは交通システム、これは国によつて当然異なつておるのが現状であります。各国の製品規格試験方法の規格、これは当然異なるわけでありますけれども、こうしたことについても国際規格と必ずしも合わせる必要がないという例外規定に、いま、「申し上げましたけれども、そういうものはありますか。」

○石坂政府委員 ただいま申し上げましたような人の生命だとか健康、環境保護といふようなものと同様に、気候等の地理的な基本的原因あるいは基本的な技術上の問題等につきましても国際規格

チェックをするものであります。裁量を伴つた行為でございます。そのために主務大臣以外の者に任せることは大変困難だというふうに理解いたしております。ただ一方、承認後に行う工場の検査等については、これは国内的にも、また外国の例もそうでございますが、それぞれの検査機関に積極的に任せていく方針でございます。ただ、これらの機関に任せせる検査項目は一部に限られますので、特に問題が大きい場合は直接職員を派遣することになるものといたします。

○渡辺(二)委員 これは後で、また午後ちょっと質問したいと思いますが、一方においてはいま言ったように直接やはり政府が責任を持って検査をする、そのことによって規格の厳正化を図るとい

なお、公示につきましては官報によることを考えておりますが、それに加えまして、輸入業者が常時購読しております出版物等にも掲載するよう

人の生命だとか健康、環境保護というようなものと同様に、気候等の地理的な基本的要因あるいは基本的な技術上の問題等につきましても国際規格

質問したいと思いますが、一方においてはいま
つたように直接やはり政府が責任を持つて検査を
する、そのことによつて規格の厳正化を図るとい

うことは当然強く望まれる問題でありますし、一方においては、数字の見通しはちょっとわかりませんけれども、相當たくさんの方の数に上った場合は、これに要する経費というのも非常に大変だ、こういうふうに一面考えられるわけであります。その点の合理的な調整というか、こういう問題が今後に非常に大きくなれるんじゃないかというふうな気がします。

○森田委員 公明党・国民會議の森田景一さんも
います。

ざしますので、いろいろといままでの質問もございましたけれども、私は私の立場で質問申し上げますので、当局の皆さんよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

日本で工業標準化法が発令をいたしましてから、昨年でちょうど三十年たつた、このように重つておられます。三十年を迎えて、今度世界的な開放、こういうことで改正案が出てきたわけですが、いますが、今国会に改正案を提出するに至りました。

○梶山政府委員 今国会にこの改正案を提出するに至った主な経緯というものは、先般の東京ラウンド交渉において、各國の規格及び認証制度が二十日間以内にまとまることになった。

協定、いわゆるスタンダードコードが作成されたところです。同協定は、国内認証制度の輸入品に対する開放を各國の義務として定めており、JISマークの表示制度についても外国の製造者が利用することができるよう措置するため、これを中心にして今般の工業標準化法の改正を行なうこととしたわけであります。

○森田委員 それでは、スタンダードコードの調印国の額ぶれと調印国のそれぞれの国内における

○池田説明員 準備状況はどのようなものであるか、掌握なさつていらっしゃると思いますので、その点についてお答えいただきたいと思います。

ドの調印状況は次のとおりでございます。
ABC順、それからさらにECは一つと数えて
申上げます。開口回数は、アレゼンチノ、オース

トリア、ブラジル、カナダ、チリ、EC、フィン
ランド、日本、ニュージーランド、ノルウェー、
スウェーデン、スイス、米国、香港、以上でござ
ります。

香港、これも批准等を条件とした署名を行つてお
ります。このうち、わが国は憲法上の手続の完了を
条件とした署名でございまして、そのほかアル
ゼンチン、オーストリア、チリ、フィンランド、

ります。
これらの諸国の国内実施の準備状況の主なるところを申し上げますと、次のとおりでございき

まず米国でございますが、昨年の七月末に七九年通商協定法という法律を成立させております。この法律の第四編におきまして非常に長文の規定

が設けられておりまして、たとえば検査についての規定は内外産品の無差別の扱いをするとかあるいは適当と認められる場合には国際規格に準拠するとか、忍耐体制でト国共合者にも開放するとか、ア

メリカの行政関係機関の規格関係の活動が貿易の障害になるようになつてはならないとか等々の規定を定めております。また、ECにつきまして

は、昨年の十一月にECCの内部規則を採択いたしました。このほかカナダ、スイス、スウェーデンは、国内法の改正、新たな制定は必要なく、すべて既に実効化している見込みと見て

できると申しております。さらだフィンランドにつきましては一月の二十一日に国会の承認が得られた由でござります。したがつて近日中に批准を

了して正式に受諾する。また、オーストリアは現在
在国会で審議中であるけれども、これもわりに近
い将来承認が得られる見通しである、かような趣

告に接しております。

スタンダード委員会を開いております。そこで手続、規則等細かな委員会の運営上の問題をやつておりますが、引き続き四月に第一回の委員会を開き、そこでコードの規定に沿いましての各国の

通報を受領するための手続あるいはその通報の様式、こういったものを討議することになっております。また、その際あわせましてその時点における

まする各国の実施状況、国内の準備のための作業づくりの進捗状況、これらについても報告を聽取する、かような手順になつております。

国、これは幾つがあるようございます。それと、日本は御存じのとおり貿易立国で今まで大きく成長してきたといいますか、発展してきたわ

開放を行つておられませんで、今回初めてこういちう形になつてきました。こういうわけでござりますので、いままでこの認証制度を開放していた国と

それから日本で開放措置が今日までおくれてきましたその理由についてお聞かせいただきたいと思います。

先進国の認証制度というのは海外に開放されておるわけでござります。具体的に申しますと、アメリカのULマーク、カナダのCSAマーク、英國

のB.S.Iマーク、西独のVDEマーク、フランスのN.Fマーク、オーストラリアのA.Sマークが準用されるわけござります。わが国の場合におきましては、これまで貢料とか然料の輸入比率が高

いわけでございまして、JISマークの対象となるような工業製品の輸入のウエートが低かったことが一つの理由に挙げられるかと思ひます。ま

た、JISマークの場合におきましては任意の認証制度でございまして、強制的なものでないといふようなことも一つの理由でございまして、開放

措置がおくれていたわけでもござります。

○森田委員 J I Sが開放された後でJ I Sを利用する、こういうことを要請してくる国もこれから当然出てくるわけでございます。そういうことになりますと、今まで日本のJ I Sを開放してほしいという要請があつたとするならば、そういう国が当然要請してくるようになるだらうと思います。ですから、J I Sの開放について今まで海外から要請があつたのかどうか、あつたとすればどんな国が要請してきていたのか。それから、当然そういうことになればJ I S開放後に要請してくると思われる国、これはやはりいろいろと日本の準備上必要なことであろうと思いますので、その辺のところについてひとつお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○石坂政府委員 先ほどお話し申しましたように、これまでE Cとかアメリカにおきましては認証制度が輸入品にも開放されているにもかかわらず、J I Sマーク表示制度が日本の場合輸入品に開放されてないという点につきましてクレームが寄せられてきておるわけでございます。

現在日本の貿易振興会等を通じて、今後J I Sマークを開放した後にJ I Sマークの利用を要請していく国につきまして調査いたしたところを申し述べますと、J I Sマーク表示の承認を希望する外国の企業の数は全部で六十余りとなつておるわけでございます。そのうち発展途上国の企業が五十程度となつておりますし、そのほとんどを占めております。先進諸国の企業はわずかでござります。発展途上国の企業のうちにはJ I Sの基準に達しない国も多いと考えられますが、また一方、日本向けの輸出比率もそれほど大きくなないということもございますので、実際に承認申請をしてくるものは一部に限られているのではないだろうか、こういうふうに考えております。

○森田委員 J I Sが開放されて、外国の品物にJ I Sマークがついて入つてくる、これは一面消費者の立場からいへばいいことだと思うのです。しかし、一方から考えますと、それだけ日本の中小企業といいますか、企業にとりましてもかなり

費者の立場からいいことだと思うのです。しかし、一方から考えますと、それだけ日本の中小企業といいますか、企業にとりましてもかなり

影響を受ける問題も出てくるであろうということは当然予想されるわけでございますけれども、そういうことで将来影響を受けやすいと考えられる業種の把握、こういうことはなさつていらっしゃるかどうか、またそういう中小企業等を含めまして企業に対する対応策、こうしたことなどについてもお考えになつていらっしゃるのかどうか、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

○松村説明員 お答えいたします。
わが国の産業は、これまで経済の国際化の中にあって国際競争力の強化を図っているわけでござりますので、今度輸入品にJISマークが開放されるということになります。いま答弁いたしましたように当面の間申請件数がそれほど多くないだらうということも含めまして、いますぐ日本の産業界あるいは中小企業に対して大きな影響を生ずるということにはならないだらうというふうに考へておるわけでござります。しかし、一応こいつた問題についてはやはり私どもいたしまして常にウォッチ体制をとるということは必要でございますので、特に輸入依存度の高い業種あるいはいわゆる中小企業製品といいますか、中小企業の割合の多い業種についてはきめ細かい注意を払つて制度の運営を図つてしまひたい、こういうふうに考へております。

○森田委員 先ほど予想される額ぶれとか件数、

こういうことでお答えがありましたけれども、し

かしそれは当面の話でございまして、将来はや

り考へております。

○松村説明員 お答えいたします。

これまで約六十五の海外の企業が日本に対するJISマークの申請について希望と申しますが、これを業種別に見

ますと、大体五割以上が電気製品関係でございます。それからその次に多いのがやはり一般の機械工業関係でございます。これらの業種が最も関心を持っています。これらは業界は相当技術的にありますけれども、一般的に言いまして、日本の産業は進んでいます。世界的に見て相当進んでいる分野であろうかと思います。したがいまして、日本からも相当な輸出が出る、あるいはまだ海外からの日本に対する部品でございますとそりいったものの輸入ということが起こつてくるというふうに考へるわけでございます。これにつきましては、貿易立國といいますか、そういった日本の実情からいたしまして、それ自身はうまく運用されましたが、中小企業自体にとつてもプラスの面も相当多かろうかと思うわけでございますけれども、一つの分野に集中してあるいはある時期に集中してこれが行われるということのないように、これは申請を処理する場合についても十分われわれとして留意してまいりたいというふうに考へております。

○森田委員 いまのお答え聞いておりまして、ちよつと私不審に思いますが、JISというの是要するに標準を決めるわけですね。ですから発展途上国の技術も、いまは日本の技術が世界的なレベル行つているかもしれないけれども、少なくともスタンダードを決めてレベルを上げていこ

う、そして日本も含めて世界のあらゆる国民がりっぱな製品を使つていくようにならう、こういうことがスタンダード化の趣旨だと思うのですね。それを世界的な立場で今度開放してやつて、こういうことです。当然それに伴う技術のレベルアップというものが発展途上国で行われなければ、これは開放してあるいは申請しても認証の対象にならないはずですから、その辺のところの考え方方は、こちらはこちらで法律の方をつくつていらっしゃるのですが、なまづかしい

ことがあります。たとえばレミコンのようなコンクリート製品等がその例でございますが、これにつきましては同様に輸入がほとんどございませんで、影響は少ないだらうというふうに考へております。

○森田委員 次に、スタンダードの項目の一つであります標準化に関する情報提供機関の設置、こ

ういうことにつきましてどのような対応をなさつてしまつしやしないのか。JISの開放に伴いまして情報の収集といいますか、日本にとれば収集、向

こうには提供、向こうからまた日本も提供を受けます。それがお立場をとつていらっしゃるかも知れませんけれども、やはり一面ではそういうことある。日本の輸出もしなきやならない、当然輸

入をしていかなきやいけない、その辺の対応につきましてお答えいただきたいと思います。

○石坂政府委員 スタンダードコードにおきましては、各締約国は、強制規格、任意規格及び認証制度に關する照会に応ずることのできるような照会所を設けなければならぬことになつておるわけでございます。わが国におきまして、そういう

方針について若干お尋ねしてまいりたいと思いましてお聞きをどううようにするかという具体的なあり方につきましては、現在関係省庁間で銳意検討しております。

それで、このJISマーク表示制度というのは、官公需の確保その他企業經營上大きなメリットを持つている。こう言われてゐるわけでございまが、その官公需への依存率の高い業種への予想される影響度、こういうことの把握とか配慮、こういうものはお持ちなんでしょうか。いまのところ何か申請件数のうちの大半が電気関係の製品だというお話をございますが、そういうことで余り影響ないのかどうか、とにかくその辺の把握をしていらっしゃるかどうか、ひとつお答えいただ

きたいと思います。

○石坂政府委員 御指摘の、政府調達物品でございましてしかもJISマーク指定商品になつているものにつきまして調べましたところ、現在国内生産額に対する輸入額の比率がおおむね数%以下でございまして、JISマークの開放による影響

といふものは当面大きくなないというふうに考へておるわけでございます。

また、公共投資資材関係のJISマーク指定商品、たとえばレミコンのようなコンクリート製品等がその例でございますが、これにつきましては

○森田委員 国際規格制度改正におけるわが国

「事情にかんかみをもしてこういへた方策をもとに一層推進していくたいと思つておるわけですが、さうします。

具体的に申し上げますと、省資源に資する規格をいたしましては、高炉スラグの骨材への活用を図る規格とか、あるいは木材チップ製品の建材への利用を図る規格、あるいはプラスチックくずの活用を図る規格等、約六十規格が制定してあるわけでございます。さらには、省エネルギーに資する規格をいたしましては、断熱材、保温材の規格、それから電気製品の規格等約五十規格が制定されておるのでござります。

または改正を予定しております。具体的には申しますと、省資源に資する規格といたしましては、コンクリート用高炉スラグ細骨材、それからスラグ石こうボード、それから再生プラスチック標識ぐい等がございまして、省エネルギーに資する規格といたしましては電気温水器、都市ガス用貯湯湯沸かし器、それからボイラー用温度制御器等を考えておるわけでございます。

○塩川委員長 午後三時七分開議
休憩前に引き続き会議を開きます。

○渡辺(三)委員 本法案の審議では大臣が出庭願えなかつたわけありますので、改めてお伺いをするわけですが、大臣は今回の所信表明の中で次のように述べておられるわけです。「東京ラウンドの諸協定の円滑な実施に努めるとともに、国とも協調して保護貿易主義を抑えていかねばならぬ」と

りません。すでに提出の工業標準化法の一部を改正する法律案は、この趣旨に沿ったものであります。」
このように述べておられるわけであります。また、通産省が示しております「昭和五十五年度通商産業政策の重点」の中でも、「摩擦なき対外経済関係の形成」と銘打つて、この一番に「東京ラウンドの成果の円滑な実施」として工業標準化の問題を出しておられるわけであります。
これは過日の同僚委員の質問にもありました
が、この工業標準化法を改正する、そしてJ I Sを国外にも開放をする、このことは確かに障害の一つを取り除くことになるかも知れませんけれども、これだけではないわけでございますね。これだけの意欲的な大臣の表明があるわけでありますけれども、たとえば保護貿易主義を抑える。そのためにこういうこともやるんだという形で日本はこれから大変努力をすることになるんだと思いま
すが、たとえば自動車の問題なんか見ましても、あるいはテレビの問題なんか見ましても、アメリカなどの場合にはともすれば保護貿易といふことを正面に掲げて日本の諸製品に対する圧力をかける、こういうふうな状況もあるわけでありますけれども、この点については日本がせっかく国際標準化に近づける努力をする、そのため国内法も改正をしてそれにこたえるというふうな立場を持つておる段階でありますから、これらの、特にアメリカなどの保護貿易主義の台頭について通産大臣はどうのように考えておられるか、一言説明願いたいと思います。

○渡辺三三委員 世界貿易の秩序ある発展に貢献しよう、こういうことで法律改正をやる、そういうふうになつておるわけですがけれども、たゞえこの法改正によつてJISを国際的に開放する場合に、いろいろな手続上の煩瑣なものが出てしまつて、逆にいわばそういう点で新たな貿易障害というふうにならないような配慮私がいま申し上げているのは手続上の問題でありますけれども、その点についてお考えがありますか。

○佐々木国務大臣 御指摘のとおりでございまして、せつからく善意を持ってやりますこの制度もないということになりますと意味がございませんので、そういう貿易障害として機能することのないよう十分配慮してまいりたいと存じます。

○渡辺三三委員 もう一点だけ御質問申し上げたいと思います。

これは、過日の審議の際に松浦委員の要求した資料によつて政府の見通しを見てまいりますと、JISの開放による中小企業への影響はきわめて僅少である、ほとんどない、このように政府が提出した資料ではなつてゐるようでありますけれども、しかし今後の推移によつては必ずしも私はそのような楽観はできない面があるんじやないか、こういうふうに思つております。そのために先ほど私は午前中にも質問をしたわけでありますけれども、それに対応する中小企業の技術向上あるいは開発のための政府の施策、これを中小企業庁長官にただしました。長官からは、今年度新たに加えた技術向上のための施策も含めて答弁をいたしました。その点について大臣は今後の方針といた決意のある施策を今後強力におとりになるかどうか、この点を確かめておきたいと思います。

○傍聴大臣　そのたゞに本日はこの法の問題もさることながら、こちらの、受ける方の中小企業の体質改善特に技術的な訓練と申しますか、技術を身につけるとかいったようなことでみずからを強くすることが一番大切だと思りますので、いま中小企業対策でその方に十分力を入れて進めつつ、ことしから予算で措置してござりますので、御指摘のようにまだあるいは不十分かとも存じますけれども、むしろそういう方向で安心をいただけるよう指導していただきたい、こういうふうに思つております。

○渡辺(三)委員　いまの問題に関連をお聞きをしておきたいと思いますが、実はこの法案について東京ラウンドの経過もあり、私どもとしては賛成であります。しかし、これを実施するにあたりましては、これまで幾つか質問申し上げましたような諸点についてしっかりした政府の対応をぜひともお願いをしたい、こういうふうに考えておりますので、その前提に立つて申し上げたいと思うわけです。

実は附帯決議も各党のそれぞれ了解のもとにぜひつけていかなければいかぬのではないか、こういうふうに考えておりますが、特にJISマーク表示制度の信頼性を一層確保する、あるいはまた、許可・承認に当たってはより一層厳正な審査を行つて大方の期待にこたえていかなければならぬ、こういうふうに思つておるわけでありました。御承知のようにJISは一種の表示でありますから、それは厳正な審査を経てその使用が許可されていくわけでありますけれども、いままで数多くのJISの中には、確かに審査を経てJISマークがついておる品物であつても、極端な表現になるかもしれません、非常に粗悪などといいますかあるいは消費者の必ずしも信頼にこたえられないような内容のものもあるわけであります。また、そういう苦情も、これはJISがあるにとかわらずといふうな形で苦情が出ておる面もいまでたくさんあつたわけであります。こういふ点は、この法改正を機としてより一層きわめて

厳正な態度をもつて品質の向上に努めていく必要があるのではないか、こういうふうに思います。

先ほど私は申請の手続が余り煩瑣にならないようということを申し上げましたが、いまここで申し上げておりますのは手続問題ではなくて、実質的な技術の中身について申し上げておりますので、この点について大臣のお考へを最後にお伺いして質問を終わりたいと思います。

○佐々木國務大臣 JISマークの信頼性を高めるために許可工場に対する監督を厳重に実施して、技術的な向上を図るべきだ、努力すべきだという御意見に対しましては、そのとおりにしたいと思つております。

○塩川委員長 近江已記夫君。
○近江委員 最後の非常に限られた時間でございますから簡潔にお願いをしたいと思います。

一つは、日本工業標準調査会におきましていろいろと工業標準の制定、改正等の審議を行うわけでございますが、特に商品に対するJISにつきましては、消費者が非常に信頼し選択するマークであるわけでございます。したがいまして、その審議に当たりましては消費者の意見が十分反映されるよう調査会の運営について配慮されるべきであると考えますが、大臣の見解を伺いたいと思います。

○佐々木國務大臣 全くそだだと思ひます。御指摘の点につきましては格段の配慮を払つてしまひたいと思います。

○近江委員 十分ひとつその点をお願いしたいと思います。

それから、各党の皆さんとも話し合いをして附帯決議をつける予定になつておるわけでございますが、今回の法改正によりまして見直し期限といふものにつきまして三年から五年といふことになるわけございます。したがいまして、いわゆるその以前におきましても積極的に見直しを図るべきであると思うのです。

また、本法案の審議に当たりまして、私はかつてこのJISマーク制定に当たつて数多くの汚職

が行われたという事実を挙げまして綱紀の肅正を求めたわけでございますが、政府の役人がやりながらこういう事故を起こしておる。ましてや民間に委託をするわけでございまして、審査決定後は民間機関に委託をする、ますますそういう心配があるわけであります。この点は厳正な運営を図るべきである、このように思います。この二点につきましてお伺いしたいと思います。

○佐々木國務大臣

まず前段でございますけれども、技術の進歩が非常に著しい分野においての規格等につきましては、見直しのいまおっしゃった期間が到来する以前におきましても、おっしゃるべきである、このように思います。この二点につきましてお伺いしたいと思います。

○佐々木國務大臣

まず前段でございましたけれども、技術の進歩が非常に著しい分野においての規

格等につきましては、見直しのいまおっしゃった期間が到来する以前におきましても、おっしゃるべきである、このように思います。この二点につきましてお伺いしたいと思います。

○塩川委員長 安田純治君。

○安田(純)委員 前回の審議以来一日にわたつて同僚委員の方からも多方面から質疑が行われましたし、私もいろいろお伺いいたしましたけれども、最後に大臣に若干お尋ねをしておきたいと思います。

○近江委員

国際規格会議等への積極的な対応をすべきであるということを私申し上げたいわけでございますが、貿易立国でございますわが国としては、国益は前提としながらあらゆる方面

でござりますが、貿易立国でございますわが国として

前回の私の質疑の中でいろいろ申し上げました。一つは標準化というもの考え方について、

外国と日本との間に一つの流れ的な意味で違いが多少あるんじやないかという点を御指摘申し上げました。それから、申請を日本語で日本の主務官

府に直接出す、こういう手続であるということを伺いました。それから、一応八十日間の停止を請求するというときの不服の申し立て、救済の方法についても伺いました。

こうした問題をいろいろ考えてみますと、外國の法人がこのJIS表示の開放についてすんなりと利用できるような中身にはなかなかならないのじやないか。これはこの法案 자체がよくないとかどうとかそういうことじやなくて、こうした過去からずっと積み重なってきた標準化に対する物の考え方や何かでそういうことが起きるだろうということがあります。したがつて、このJIS表示の公

開、開放によってこれを一番利用するのは案外わ

が国企業の海外進出でつくられた現地法人ではな

いか。これは言葉も共通に自由でござりますし、

それからいろいろ日本国内との連絡もとりやすい

一つです。なお、発展途上国に対する標準化につきましても積極的にわが国としては協力をすべきだ、このように思うわけです。大臣の考えにつき

ましてお伺いをしたいと思います。

そこで、先ほど来同僚委員も質問しておりますが、このように思ひます。

たけれども、こうしたわが国企業の海外進出によ

つてつくられた現地法人からの逆輸入ということに意外にJIS表示の開放が利用されるということになるんではなかろうか、もちろん純粋な外国法人も使うかも知れませんけれども、そうした意味においてぜひ日本国内の中小企業をちゃんと守るよう、このJIS表示の開放に伴つた影響をまとめてからもう一つは、前回の質問で指摘いたしましたけれども、外国の企業の例の八十日の使用とおり必要に応じまして機動的に見直しを行うといふことは必要だと存しております。

また、この前に御指摘ございました信頼性を損なうことのないように厳正かつ公正な工場審査を行つよう戒めてまいりたいと思いますし、また、民間検査機関に關しましてはさらに一層監督を厳重にいたしまして、誤りないようにしていただきと考へております。

○近江委員 国際規格会議等への積極的な対応をすべきであるということを私申し上げたいわけですがございまして、貿易立国でございますわが国としては、国益は前提としながらあらゆる方面でござりますが、貿易立国でございますわが国として

前回の私の質疑の中でいろいろ申し上げました。一つは標準化というもの考え方について、

外国と日本との間に一つの流れ的な意味で違いが多少あるんじやないかという点を御指摘申し上げました。それから、申請を日本語で日本の主務官

府に直接出す、こういう手続であるということを伺いました。それから、一応八十日間の停止を請求するというときの不服の申し立て、救済の方法についても伺いました。

こうした問題をいろいろ考えてみますと、外國の法人がこのJIS表示の開放についてすんなりと利用できるような中身にはなかなかならないのじやないか。これはこの法案 자체がよくないとかどうとかそういうことじやなくて、こうした過去からずっと積み重なってきた標準化に対する物の考え方や何かでそういうことが起きるだろうということがあります。したがつて、このJIS表示の公

開、開放によってこれを一番利用するのは案外わ

が国企業の海外進出でつくられた現地法人ではな

いか。これは言葉も共通に自由でござりますし、

それからいろいろ日本国内との連絡もとりやすい

一つです。なお、発展途上国に対する標準化につきましても積極的にわが国としては協力をすべきだ、このように思うわけです。大臣の考えにつき

ましてお伺いをしたいと思います。

そこで、先ほど来同僚委員も質問しておりますが、このように思ひます。

たけれども、こうしたわが国企業の海外進出によ

つてつくられた現地法人からの逆輸入ということに意外にJIS表示の開放が利用されるということになるんではなかろうか、もちろん純粋な外国法人も使うかも知れませんけれども、そうした意味においてぜひ日本国内の中小企業をちゃんと守るよう、このJIS表示の開放に伴つた影響をまとめてからもう一つは、前回の質問で指摘いたしましたけれども、外国の企業の例の八十日の使用とおり必要に応じまして機動的に見直しを行うといふことは必要だと存しております。

また、この前に御指摘ございました信頼性を損なうことのないように厳正かつ公正な工場審査を行つよう戒めてまいりたいと思いますし、また、民間検査機関に關しましてはさらに一層監督を厳重にいたしまして、誤りないようにしていただきと考へております。

○近江委員 国際規格会議等への積極的な対応をすべきであるということを私申し上げたいわけですがございまして、貿易立国でございますわが国としては、国益は前提としながらあらゆる方面でござりますが、貿易立国でございますわが国として

前回の私の質疑の中でいろいろ申し上げました。一つは標準化というもの考え方について、

外国と日本との間に一つの流れ的な意味で違いが多少あるんじやないかという点を御指摘申し上げました。それから、申請を日本語で日本の主務官

府に直接出す、こういう手続であるということを伺いました。それから、一応八十日間の停止を請求するというときの不服の申し立て、救済の方法についても伺いました。

こうした問題をいろいろ考えてみますと、外國の法人がこのJIS表示の開放についてすんなりと利用できるような中身にはなかなかならないのじやないか。これはこの法案 자체がよくないとかどうとかそういうことじやなくて、こうした過去からずっと積み重なってきた標準化に対する物の考え方や何かでそういうことが起きるだろうということがあります。したがつて、このJIS表示の公

開、開放によってこれを一番利用するのは案外わ

が国企業の海外進出でつくられた現地法人ではな

いか。これは言葉も共通に自由でござりますし、

それからいろいろ日本国内との連絡もとりやすい

一つです。なお、発展途上国に対する標準化につきましても積極的にわが国としては協力をすべきだ、このように思うわけです。大臣の考えにつき

ましてお伺いをしたいと思います。

そこで、先ほど来同僚委員も質問しておりますが、このように思ひます。

たけれども、こうしたわが国企業の海外進出によ

つてつくられた現地法人からの逆輸入ということに意外にJIS表示の開放が利用されるということになるんではなかろうか、もちろん純粋な外国法人も使うかも知れませんけれども、そうした意味においてぜひ日本国内の中小企業をちゃんと守るよう、このJIS表示の開放に伴つた影響をまとめてからもう一つは、前回の質問で指摘いたしましたけれども、外国の企業の例の八十日の使用とおり必要に応じまして機動的に見直しを行うといふことは必要だと存しております。

また、この前に御指摘ございました信頼性を損なうことのないように厳正かつ公正な工場審査を行つよう戒めてまいりたいと思いますし、また、民間検査機関に關しましてはさらに一層監督を厳重にいたしまして、誤りないようにしていただきと考へております。

○近江委員 国際規格会議等への積極的な対応をすべきであるということを私申し上げたいわけですがございまして、貿易立国でございますわが国としては、国益は前提としながらあらゆる方面でござりますが、貿易立国でございますわが国として

前回の私の質疑の中でいろいろ申し上げました。一つは標準化というもの考え方について、

外国と日本との間に一つの流れ的な意味で違いが多少あるんじやないかという点を御指摘申し上げました。それから、申請を日本語で日本の主務官

府に直接出す、こういう手続であるということを伺いました。それから、一応八十日間の停止を請求するというときの不服の申し立て、救済の方法についても伺いました。

こうした問題をいろいろ考えてみますと、外國の法人がこのJIS表示の開放についてすんなりと利用できるような中身にはなかなかならないのじやないか。これはこの法案 자체がよくないとかどうとかそういうことじやなくて、こうした過去からずっと積み重なってきた標準化に対する物の考え方や何かでそういうことが起きるだろうということがあります。したがつて、このJIS表示の公

開、開放によってこれを一番利用するのは案外わ

が国企業の海外進出でつくられた現地法人ではな

いか。これは言葉も共通に自由でござりますし、

それからいろいろ日本国内との連絡もとりやすい

一つです。なお、発展途上国に対する標準化につきましても積極的にわが国としては協力をすべきだ、このように思うわけです。大臣の考えにつき

ましてお伺いをしたいと思います。

そこで、先ほど来同僚委員も質問しておりますが、このように思ひます。

たけれども、こうしたわが国企業の海外進出によ

○佐々木国務大臣 第一番目の問題に關しましては、お話をのように外國企業が利用しにくい、ということありますと余り意味がございませんので、そういうことではないように運用に十分配慮してまいりたいと思いますし、また、御指摘のように国内の中小企業にはこれに対処できるような技術的な武裝を強化するということは大変重要だと思いまますので、そういう点に十分気をつけて指導してまいりたいと思います。

それから二番目の、トラブル等起きた場合に、また起きないように事前に慎重に対処すべきじゃないか、特に外国企業に対しては、こういうお話をございますが、そのとおりだと思います。十分配慮してまいりたいと思います。

それから三番目の新製品に対する規格についても、消費者の利益が損なわれないようよく考えていただきたい、というふうに考えております。

○安田(純)委員 いまのお答えは大変前向きのお答えではありますけれども、本当に指導体制が十分にいくような予算措置が行われているとお考えですかどうですか、その点、最後にひとつはつきりお答えいただきたいと思います。

○佐々木国務大臣 初めてのことでもございますし、予算が十分かどうかということははつきりした答えはできませんけれども、しかし予算の範囲内でできるだけ努力いたしまして、もしそれで不十分だと、ということであれば何らかのまた措置を講じていきたいと考えております。

○安田(純)委員 終わります。

○塩川委員長 以上で本案に対する質疑は終りました。

○塩川委員長 これより討論に入りますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

工業標準化法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○塩川委員長 起立総員。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決しました。

は、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○塩川委員長 御異議なしと認めます。よって、四名から、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党・革新共同及び民政党・国民連合五派共同提案に係る本案に附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

○塩川委員長 この際、通商産業大臣から発言をさよう決しました。

〔報生書は附録に掲載〕

提出者より趣旨の説明を求めます。渡辺三郎君。

○渡辺(三)委員 ただいま提案をいたしました附帯決議案につきまして、提案者を代表して、私たちの趣旨を御説明いたします。

まず、案文を朗読いたします。

工業標準化法の一部を改正する法律案に

対する附帯決議(案)

政府は、本法施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、技術革新、社会的要請の著しい分野におけるJISについて、見直し期限の到来以前においても積極的に見直しを行うこと。

二、JISマーク表示制度の信頼性を確保するため、許可又は承認にあたつては、より一層厳正な審査を行ふとともに、認定検査機関の検査が適切かつ厳正に行われるよう指導・監督を行ふこと。

以上であります。

○塩川委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○佐々木国務大臣 中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

○塩川委員長 中小企業金融公庫は、一般の金融機関が融通することを困難とする長期資金を中小企業者に対して融通することを目的としており、中小企業の発展に大きな役割りを果たしてきております。今後とも中小企業の一層の発展を図っていくために、経営基盤の強化を図ることが必要であると考える次第であります。

かかる趣旨にかんがみ、今般中小企業金融公庫

次に、本法律案の要旨につきまして御説明申しあげます。

第一は、債券の発行限度額を引き上げることであります。

中小企業金融公庫の債券の発行限度額は、資本金の二十倍と定められておりますが、現在その発行額はほぼ限度額に達しつつあります。このため、今後の中小企業者の資金需要の増大に安定的に対応する観點から、これを資本金の三十倍に引き上げることとした次第であります。

第二は、追加出資規定を整備することとあります。別に御審議いただいております昭和五十五年度予算において、中小企業金融公庫の経営基盤を強化するため、同公庫に対する二十億円の出資を計上しているところであります。このため、他の政府系金融機関の例にならい、予算措置が講じられた場合には、政府は追加して出資することができます。このため、同公庫に対する出資額を計上しているところであります。

第三は、債券の発行限度額を引き上げることとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○塩川委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとしたままであります。次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十六分散会

○塩川委員長 お詫びいたします。

本案に関する委員会報告書の作成につきまして

○佐々木国務大臣 中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案

○佐々木国務大臣 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「一第三十五条」を削り、「(第三十六条

「第三十八条」を「(第三十四条—第三十六条)」に改める。

第五条中「政府の産業投資特別会計からの出資金十億五千万円並びに第三十三条第六項及び第七項の規定により政府の産業投資特別会計から出資があつたものとされた金額」を「及び政府の産業投資特別会計からの出資金九十二億千万円」に改め、同条に次の二項を加える。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に追加して出資することができる。

3 公庫は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第十九条第二項を削る。

第二十五条の二第一項中「二十倍」を「三十倍」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第六章中第三十三条规定の二までを削り、第三十五条を第三十三条とする。

第三十六条中「三万円」を「十万円」に改め、第七章中同条を第三十四条とする。

第二十七条中「左の」を「次の」に、「三万円」を「十万円」に改め、同条を第三十五条とする。第三十八条中「一円」を「五万円」に改め、同条を第三十六条规定とする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 中小企業金融公庫は、当分の間、改正後の中小企業金融公庫法第十九条に規定する業務のほか、改正前の中小企業金融公庫法第三十三条第一項の規定により承継した権利義務の処理に関する業務を行うことができる。

3 前項の規定による業務は、改正後の中小企業金融公庫法の適用については、同法第十九条の業務とみなす。

(地方税法の一部改正)

4 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)

の一部を次のように改正する。

第七百一条の四十第一項の表の第十号中「第十九条第一項の規定」を「第十九条の規定」に改める。

(環境衛生金融公庫法の一部改正)

5 環境衛生金融公庫法(昭和四十二年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十三項中「第十九条第一項」を「第十九条に改める。

(原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律(昭和五十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

6 原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律(昭和五十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第一項中「第十九条第一項」を「第十九条」に改める。